

## 協同組合 関西ファッション連合

# 繊維製品品質表示者名称等代行表記制度概要

### 【本制度の目的】

本制度は、組合員並びに賛助会員（以下「組合員等」という）が、家庭用品品質表示法に基づく、繊維製品品質表示規程に定める「表示者の氏名又は名称及び住所又は電話番号」を表示するに当たり、本組合が制定した「繊維製品品質表示者名称等代行表記規則」に基づき、本組合の名称、電話番号並びにその交付する記号番号を表記することを認め、もって、組合員の適正な品質管理及び品質表示の推進と品質の向上並びに商取引の円滑化に寄与することを目的とします。

### 【本組合の業務】

本組合は、次の業務を行います。

- ①所定の登録申請手続きを経て、本組合が適格と認めた組合員等に対し、本制度を利用することを承認し、個々に記号番号を交付します。
- ②本制度を利用して表示した商品に関する第三者から受けた申し出・各種問合せを当該組合員等に取り次ぎます。
- ③制度利用組合員等の品質管理、品質表示並びに品質の向上を目的とした啓蒙活動を実施します。

### 【本制度利用資格者】

本制度の利用資格者は、次の全ての条件を満たしている企業に限ります。

- ①当組合の組合員又は、賛助会員であること。
- ②「PL保険」に加入していること。
- ③当該商品に関する第三者からの申し出・各種問合せに対し、即対応が可能な体制が整えられていること。

### 【本制度利用者の責任義務】

本制度の利用者は、次のすべての責任を負っていただきます。

- ①当該商品の品質および表示に関する一切。
- ②第三者からの照会、苦情等の処理および解決。
- ③第三者と係争になったときの解決。
- ④本組合に一切の負担および迷惑をかけないこと。

### 【取り次ぎ方法】

消費者等から事務局に電話により問い合わせ等があった場合、貴社への連絡方法は、次の通りとなります。①か②をお選び下さい。

- ① 事務局で最低必要事項を聞いて、その電話を当該組合員にすぐに転送します。
- ② 事務局で最低必要事項を聞き（電話は切ります）、聞き取りした事項を、当該組合員にFAX又は電話又はメールで連絡します。（FAX・電話・メールいずれかの併用は行いません）

### 【表示方法】

本制度の表示方法は、次のとおりとします。

- ① 名 称 協同組合 関西ファッション連合
- ② 記号番号 ・ 本組合が利用組合員等個々に交付する登録記号番号  
平成 19 年 10 月 1 日以降の新規登録者は、

K-×××

- ③ 電話番号 電話照会があった場合の企業への取り次ぎ方法により、  
下記電話番号を表示する。

【取り次ぎ方法①】を選択 06-6228-6740

【取り次ぎ方法②】を選択 06-6228-8139

- ④商品コード ・ 組合員等独自の商品コード（各社発行のコード）  
・ 付記は任意とする。表示場所も自由とする。

- ⑤表示例



**【制度利用期間】**

毎年4月1日から翌年3月31日の1年間とします。  
(年度更新手続きにより継続利用)

**【登録申請料】**

10,000円(※税別)(一時金)新規登録申請時に納入

**【年間管理料】**

9,000円(※税別)(新規登録申請時および年度更新時)

**【登録申請手続き】**

- ①登録申請時 「申請書」「誓約書」および「PL保険加入書の写」を提出していただきます。
- ②年度更新時 「更新申請書」「縫い付けラベル(又は下げ札)サンプル」「アゾ染料法規制に対する取り組み対応宣言書」および「PL保険加入書の写」を提出していただきます。
- ③登録変更 登録変更届出書

**【制度利用の取消し】**

本組合「繊維製品品質表示者名称等代行表記規約」に違反した場合(年間管理料の支払いを怠った場合も含む)は、制度利用を取消します。